

諏訪東京理科大学地域コンソーシアム推進協議会会則

(設 置)

第1条 産学公の連携によって、諏訪地域(岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村をいう。以下同じ。)における学術と技術の交流・向上を図るため、諏訪東京理科大学地域コンソーシアム推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 協議会は、公の支援のもと、諏訪東京理科大学を核として、諏訪地域にある企業のニーズに基づく産学共同研究開発及び人材育成、業種間の交流による地域産業の振興、情報化の促進等に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学公連携に関わる情報交換・交流に関すること
- (2) 技術開発・特許等にかかわる相談に関すること
- (3) 関係機関間における連携ネットワークの構築に関すること
- (4) 研究成果公開フォーラム等の開催に関すること
- (5) プロジェクト等の設置に関すること
- (6) 諏訪東京理科大学の地域貢献における研究開発及び人材育成に関すること
- (7) その他協議会運営のために必要と認める事業

(構 成)

第4条 協議会は、次の各号の団体の内、別表に掲げる諏訪地域の団体から推薦された者をもって構成する。

- (1) 産業界(企業、各種業界団体、経済団体)
- (2) 大学、研究機関
- (3) 行政機関
- (4) 支援機関

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監 事 2名
- 2 協議会に、必要に応じ、顧問、相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長並びに監事は、協議会構成員の互選により選任する。

- 2 前条第1項に定める役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、意思決定機関となり、定期的な運営の方針や活動成果報告、及び会則の改廃等を行うものとする。
- 3 協議会の議事は、特に定める場合を除き、出席構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会構成員の内、各団体からの推薦を受けて、会長が任命した幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、会長が任命する。
- 4 幹事会は、協議会の取り組みを推進するために必要な具体的事項に関する企画及び事業の推進を行うものとする。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局は、特定非営利活動法人諏訪圏ものづくり推進機構に置く。

(会計)

第11条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本協議会の経費は、寄付金及び負担金・補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(アドバイザー)

第12条 本協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会の求めに応じ、本協議会の設置、運営及び事業の推進について意見を述べるができるものとする。
- 3 アドバイザーは、会長が任命する。

(その他)

第13条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 17 年 8 月 10 日より施行するものとする。
- 2 平成 23 年 7 月 8 日 全部改正